





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号 外(第19号)

■ 目 次

~-3

規 則

○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

2

群

規 則

令 馬 和 県 県税 五年三月三十 条 例 施 行 一日 規 則 0 部 を改 正 立する規 則 をここに公布 す る

群 馬 県 扣 事 山 本

太

群 馬 県 規 **別第四** 十四

群 馬県県 税条例 施行! 規則 の一部 を改正する規 則

13 改正 群 馬 する。 県 小県税 条 (例施 行 規 則 (昭 和三十 兀 年 . 群 馬 県 規 則 第 七 + 九 号) の 部 を 次 の ょ ō

二条第六号 中 林 業 緑 化 係 長 を 森 林 係 長 に 改 め る

規 定する電子情報処理 第 五. 条の二ただし書中 組 織を使用 第 Ŧī. 条 元して」 不の四 に掲げる徴収金を」を に改める。 条 例 第二十五 条 0) 五. に

第 五条の四を 削る

及び第八項」 第 九 条第 を 項 附則 第二号及び第二十一条 第二十条第三項及び第六項」に改める。 第一項 第一号中 「附則第二 + 条 第二 項、 第 Ŧī. 項

ける情 兀 ジ る る 地方税共同機構 第二十一条 報 行 ₩通信 计第百 政推 五十一 進 の三第一項第二号中 0) 法 技術の利用に関する条例 (以下「地方税共同機構」という。) 」に改め、 号)」に、「 を 「情報通 信技術を活用した行政の 情報通 地 方税共同機構」を 信技術利用条例 (平成十七年群 ごを :馬県条例第二十号) 」 推進等に 法第七百六 群 馬県行 関する法 同条第二項 + 政手続等に 一条に規 律 (平成 に 中 改 定 デ B お + り、 に 改

電子情 用 電 第二十一条 子情報処理 第 報処理組 一号に規定する地 0 組織」に改める 織」とい 兀 第 項 . う。) _ 方税関 中 地 《係手続 方 に、 が税関 用電子 係 以手続用 電 子 情 報処 電子情 情報処理 一理組 報処 組 織 織 理組 (以 下 を 織 地 _ を 地 法 方税関係 方税 公第七 関 係 手 百 手 続 六 続 用 +

から二月 第三十 ガまでは 八条第四項第一号中 午後二時以後)」を 午 -前九 午 時 -後二時 を 「午前十時 以 後」に改め に、「午 る。 後三 時 以 後 +

項」を 第 五. を + 「附則第二十条第二項」に改める。 条の表第十六号の六様式の項中 削 除」に改め、 同表第八十一号の三の二様 「納付 書 (自動車 式 への項 . 税 (種 中 附 別 割) 則 第 _ (集 + 条 合 第 納 兀 付

に り、 同 地方税統 様 式 様式 (第九号様 九号様 -QR =-式 の 式の個人の事業税納 個 ドを利用した劉堯」を加 人の 事業税 領 収 税 証 書 通 の 知 え、 裏 書 面 \mathcal{O} 裏 $\overline{}$ (面) 中 V てヅ 中 海 トカー 高温 Š 7, \sim を \mathcal{O} 削 次

群 悪 県収納代理金融 瘀 噩

東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、薬天銀行、足利銀行、横銀行、原銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店

前の支名 典 県内の町村役場 県内の一部市役所又は支所 典 N 9 f市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、 f市役所(前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、 fに、高崎市にあつては倉渕支所、箕郷支所、群馬 で所及び吉井支所に限る。)並びに県内の町村役場 쇸 9 痢 阑 1 쾥 瘱 墨 匝 画 $|+\rangle$ 井馬馬僧 \mathbb{H} H 9 9 r 挽 絝 無 □⊳ 亜 派 Ž 承 闽 爴 瓷 ĪĒ, Ē h代理金融 養業協同組 D Rul 融機関(銀行、信用を 組合及び労働金庫) ード対応の全国の金融 安中市及 $\forall H$. 理 推 大びみどを対して及び留に対してという。 劑 * 瘷 圃 H 2 市見榛

8 る

第十号 $\overline{}$ 同 去 様 様式 式 方税統一QRコードを利用した納税 (第 (第十号様 十号 様式 の 式 不動 *Ф* 不動 産 取 産 公得税 工取得 税 領 的納税通 収 」を加 証 書 O 知 え、 書の 裏 面 裏 $\overline{}$ 中 面) V てヅヅ 中 箈 を関う ſ Ŋ 7, \cap を の 削 次

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、の各市役所(前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、支所に、高崎市にあつては倉渕支所、箕郷支所、群馬名支所及び吉井支所に限る。)並びに県内の町村役場 烘 群 悪 県収納代理 阑 ₩ 劑 瘱 뭂 Œ 東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りてな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店 県用 1.内の信, 引組合並: H |の興 言用金庫、農 住びに県内の」 阑 E 林康中業 央協 、安中市及びみど1 、粕川支所及び富-馬支所、新町支所、 :金庫及 回 湽 び大部 B +J 9 市見榛

県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場 9 匌 9 (#) 璺 痰 噩 群用 馬組 馬県収納代理金融機関 組合、農業協同組合及で 方税統一QRコード対応 応の全国の金 び労働金 (銀行 画(\equiv 쪮 **W**

瘷

に

厙

N

を

に

を

公分の

県用

:内の信用金庫、農林中央金庫及び大部組合並びに県内の農業協同組合

輿

魚

E

全国の郵便局

改

3 2

Ø る

輿

闸

I

国の郵便

I

⁻2

領収目付印がないもの」を

第十一号様式中

領収日付印がないもの 領収日付印が 年 日を過ぎたもの 併 Ш

納税通知書の裏面) 中 「経過する

割)

に 改め、 同 様式 (第十一号

> 自 動

> 車

税 (種

别

~ の次 K 様式の

地方税統一QRコードを利用した納税」を加え、 同様式(第十一号様式の自動車税(種別割)納付書 _ 目の裏 7 面) abla્યું ય 中

トカー

7,

を

り、

東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店

群馬県収納代理金融機関

県内の信用金庫、農林中央金庫及 用組合並びに県内の農業協同組合 農林中央金庫及び大部分の信

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどりの各市役所(前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士支所に、高崎市にあつては倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、名支所及び吉井支所に限る。)並びに県内の町村役場 の出れ、大見

を

ψ

県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場 9 割 9 闽 (#) 嚼 쵏 噩 画 全国の郵 群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫、 用組合、農業協同組合及び労働金庫) 地方税統一QRコード対応の全国の金融機関 阑 I

に改める。

第十一号 の三様式別表以外の 部分を次のように改める。

34 77 名 編 編 編 編 上記のとおり通知します。 群馬県自動車税事務所長あて 税額 机轮轮 ロマロ収納用 納 稅 者 納期限 群 馬 県自動車税事務所 年度 群馬県税(集合納付) 自動車税(種別割)領収済通知書 2000年 昌郡 調 田 (ご注意) 金額を訂正した場合は、 この納付書では納める ことができません。 (使用期限) 盤 指定金融機関 群馬銀行 (本店及び支店) 巍鎞 戡 Þ 盤盤 通常抵达料金 加入者負担 迅 郵便局・金融機関保管又 は県/本部保管 領収目付印 芝 (2) 鱧 Э 野更同一游戏者 又以金属姚缨别宋管/ 店舗宋管 加入者名口座番号 粉番行品 納税者 減暖 全全 組織館 税額 無 **船** Щ Þ 211JI 通常払込料金 加入者負担 群馬県自動車税事務所 迅 П 田 本 田 Δħ 濫 掤 納期限 郵便局窓口では、本片に領収印は押りされず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。 号番额题 (裏面も御覧ください) 上記のとおり納めてください。 年調 群馬県税(自動車税(種別割)集合納税通知書(領収証書) 期別 年度 常 合計金額 延滞金額 (10) (III) ₿ 픕 莊 4 Щ 쳪 淵 税率 納期 上記のとおり領収しました。 賦課の根拠となった 法律及び条例の規定 収入印紙不要 蕪 納税者保管

第11号の3様式(規格114ミリメートル×360ミリメートル)

(第11号の3様式の自動車税(種別割) (集合納付用)納税通知書の裏面)

注 意 事 項

- 1 納期限までに税金を納めなかつた場合には、当該税額に、その納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 令和3年1月1日以後の期間については、各年の前年に租税特別措置法第93 条第2項の規定により告示された平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年7.3%の割合に満たない場合 には、その年中においては、上記1の年14.6%の割合は延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合は延滞金特例基準割合に年1%の 割合を加算した割合(年7.3%の割合を超えないものとします。)となります。
- 3 延滞金を納めなければならない場合は、その計算の基礎となる税額の全額が 2,000円以上の場合です。この場合、当該計算の基礎となる税額に1,000円未満の 端数があるときは、これを切り捨てて計算します。また、延滞金の確定金額に10 0円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切捨てになります。
- 4 本書では、延滞金を納めることができません。上記の計算により延滞金が生じた場合は、不足分を別途納めていただくことになりますので、御了承ください。
- 5 使用期限を経過すると、地方税 統一 Q R コードを利用 した納税、 コンビニエンスストア、 P a y e a s y (ペイジー) 及びスマートフォンアプリでは納めることができませんので、御注意ください。
- 6 この課税について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に、知事に対し書面をもつて審査請求をすることができます。 審査請求書(正副2通)は、なるべく自動車税事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、課税の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで課税の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 課税により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(第11号の3様式の自動車税(種別割)(集合納付用)納付書の裏面)

納付場所

納付場所は、次のとおりです。

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
その他の金融機関	・群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、 農業協同組合及び労働金庫) ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
県内の一部市役所又は 県内の町村役場	支所
郵 便 局	全国の郵便局
行政県税事務所及び自	動車税事務所
コンビニエンスストア	

- 備考 1 この様式は、普通徴収の方法により徴収する自動車税(種別割)の定期 課税及び随時課税における納税通知書として使用する。
 - 2 条例第 150 条の 2 第 3 項の規定により 徴収する場合においては、注意事項 1 中「納期限までに税金を納めなかつた場合には、当該税額に、その納期 限の翌日から納める日までの期間」とあるのは「税額に、この納税通知書を発した日の翌日から納める日までの期間」と、「(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3%)」とあるのは「(納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3%)」と訂正して使用する。
 - 月を経過する日までの期間については、年7.3%)」と訂正して使用する。 3 この様式は、法第13条の2の規定により自動車税(種別割)の繰上徴収 をする場合に、同条第3項前段に規定する納付の告知にも使用する。この 場合においては、裏面注意事項に次のように加える。
 - 7 地方税法第 13 条の2の規定により繰上徴収をしますから、表記の納期 限までに納めてください。
 - 4 この様式による納付書によって納付を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。
 - (1) 県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関において領収したときは、自動車税(種別割)納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割)納付書を領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書を県指定金融機関へ送付する。
 - 書を県指定金融機関へ送付する。 (2) 郵便局又は収納受託者において領収したときは、自動車税(種別割) 納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割)納付書を 領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書に係る事項を記録した 電磁的記録を知事へ送信する。
 - (3) 総括店以外の県指定金融機関において領収したときは、自動車税 (種別割)納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割) 納付書を領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書を総括店へ送 付する。
 - (4) 総括店又は市町村において領収したときは、自動車税(種別割)納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割)納付書を領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書を自動車税事務所へ送付する。

区 に 領収 十二号様式 地方稅統一QR コー 証 書の 裏面) (第十二号様式の鉱区税納税通 中 ドを利用した納税 を 知 書の裏 加え、 面) 中 同 様式 (第十二号 「経過す Ń 様式 \cap _ 0) の 鉱 次

典	県内の一県内の町	т е	「 	前の支名橋各所支市市に所	典		群
便	県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場	他の金融機		、高崎市、桐生 役所(前橋市に 、高崎市にあつ 及び吉井支所に	便		県 収 納 代 理 金 融 機
I		黑		市あて限、つはる	匝		墨
全国の郵便局		・群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫) ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関		太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどり市では大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見、 合渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛。)並びに県内の町村役場	全国の郵便局	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店

改 めある。

箈 第十六号 るか問題 の 二 \sim の次に 様式 (第十六号の二 地方税統一QRコードを利用した納税 一様式の 個 人の 事業税 領収 証 書 を 加 0) 裏 画 え、 中

裏 面 クレジットカード」 中 を削り、 同様式(第十六号の二様式の個 人の事業税納 付 書

빰 群馬県収納代理金融機関 檶 <u>∃</u> 画過一 闸 盐 \mathbb{H} = I \exists 東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀 行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託 銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利 小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店 県内の信用金庫、 用組合並びに県内 \mathbb{H} <u>∃</u> 9 輿 滔 闸 \mathbb{H} 尶 <u>∃</u> 農林中央金庫及び大部分の信 |の農業協同組合 **敦** 三 击 、 安中市 区 なびみ ΛŢ J #

> の支名 ·各市役所(前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士.所に、高崎市にあつては倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、支所及び吉井支所に限る。)並びに県内の町村役場

見藤

を

県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場 ψ 9 쇸 9 (#) 劑 瘱 墨 ī 群馬出 地方 県合税収、統 双納代理: 農業協| () () \aleph 金融機関(銀行、信用金 同組合及び労働金庫) コード対応の全国の金融 画

. 改め

典

闸

Œ

 \forall

三国の典

闸

画

第十六号の三様 式 中 2 ? 領収日 税 (種別? ないもの 当 4 프 又衒 は税 自済 毎日 の を

2 税(種別ないもの 窟 真収目付印又(種別割)納 は税 自済 動印 ₩ e

領収日付印が 併 国

様

式

(第十六号

の三様式自

動

車

税

種

ω 日を過ぎたもの に 改 め 司

[様式 割) 地方税統一QRコードを利用した納税 領 (第十六号の三様 収証書の 裏 表面) 式自動車税 中 「経過する (種 別 $^{\sim}$ 割) の を 加 次 納 え、 付 書 \bar{o} 裏 7 画 7 中 6 Ç $\overline{}$ K 1 . ブ,

同

别

鼎 凲 県収納代理金融機

뭂 東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀 行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託 銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利 小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店

県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合

N

9

쇸

9

(4)

檉

慈

噩

• <u>III</u>

群馬県収納代理金融機関(銀行、 用組合、農業協同組合及び労働金 地方税統一QRコード対応の全国

応の全国の金融機

뭂

信用金 (画)

改

め

を

第十六号の五 一様式中 12 領収日付印がないもの

領収目付印がないもの

ω Ν 領収日付印が

併 川 に 改め、 同 様式 (第十六号の五 様 式 0 É 動 車 税

(種

を

を 削

り

に

改め

る

第十六号の六様式

削除

第十六号の六様式を次のように改める。

N

9

匌

9

*

ء

慈

墨

し改め

第 四

+ る

兀

号

様

装 式中

達を受け

ろべるま

F O

を

(種 別 割) 領 割)納付書の裏面) を 収 加え、 証書 0 裏面) 「、クレジットカー 中 「経過すると」 中 7, _ を削り、 の次に「・ 同 様式(第十六号の五様式自動 地方概統一QRコー ドを利用し

À

一

里

又は所在

峇

 \mathbb{H} 1/4

XII

₩

粹

を

を過ぎたもの

を 税 た納税 別 群 N 馬県収納代理金融機関 9 쇰 9 **宝** 劑 蒸 噩 東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀 行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託 銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利 小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店 県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合 群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫、用組合、農業協同組合及び労働金庫) 地方税統一QRコード対応の全国の金融機関

様式 第十六号の七様式(第十六号の七 地方税統一QRコードを利用した納税」を加え、 (第十六号の七様式の納 付書の 様式 裏 面 0 領収 中 証 書の裏面) $\overline{}$ クレジットカード」 中 経過す Ń \cap を削 Ø 次 り、

同

 $\overline{}$

群馬県収納代理金融機関 東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横 浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀 行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託 銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、足利 小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店

県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合

・群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫信用組合、農業協同組合及び労働金庫) ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機

重 七号 $| \rangle$ ₩ の四 羰 \succ の三様 式中

を

に改める。 第

五.

+

送達を受けるべきものの住

(居)

所又は所在地及び」

を

「送達を受けるべき者の」

第

兀

+

四号の二

様

式

中

受取口座 鱼 羰 \succ を利用す ૾ * ⊳ 金受取口座 を利用する 猫 \square 座

莊

(#)

⊳

(4)

に、

荖 净 多爱 Ţ Ø), UH 者の氏名又は 枌 袮

改める。

苽

×

座 を描 斦 90 4

2 精神障害の実験会は悪人事のでは、	L	, &
· · 納	商· 当 座 口座名義人 口座名義人	銀行(金庫・組合) 普 通 支店 その他
百 8	座種別 口座番号 フリガナ	金融機関名
° Э		第八十二号様式中
7		1 項に想定する」に改める。
円福	刊第20条第1項」以、「第3項に規定する」や「第	「附則第20条第3項」や「附則第
	附則第20条第4項」を「附則第20条第2項」は、	第八十一号の三の二様式中「
疧	以める。	戦6項」に、「7」を「6」に改
を 3 その1	つ条第5項又は第8項」を「附則第20条第3項又は	「6」を「5」に、「附則第20
的的		
- 1 - 2 - 2 - 2 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4	事業の用に供した年月日 年月日 を	無 克 采 勿 所 则 5 第 2 0 条 第 2 施 数 名 事 通
第百十二号	X X	() () () () () () () () () ()
に改める。		第八十号様式 (裏)中
1 大米 する書類 2 漢の発	し(母禅館帯のかかめめの) に改める。	「1 注文書(契約書)の写し 2 当初税申告書(控)の写し
 	(既得価格のおかるもの) を	1 日野年保質型のチワ2 注文書(契約書)の年し2 注文書(契約書)の年し3 当初税申告書(控)の年し
2 2 次手を減 3 数単条類を		五十七号の七様式
類		める。
第百十号様に改める。	その他(マイナンバーが記載された住民票の争し等)	□ マイナンズーカード□ その他(パスポート、障害3 歳、在留カード等)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	コタイナンバーカーズ に 改	─────────────────────────────────────
ロルの角	が記入しないで	· 一 可 思 税 事 務 所 使 用 欄 。 申
	の本人確認をさせていただきます	「
ロースを受けるという。	の本人確認をさせていただきます。 い。	5 堀田専に、申請者ので、毎了承へださ
農		4 4 7 %
金融	りません。	情報を記入する必要はあ

厠 뭂 ₩ 龤 4 争多 Š 9 崖 П (k) 舍 座 1 種 ШК 멸 βĺΚ 受 倒 座 194 倒 坐 蝌 \equiv 此 4 W. 猫 V □⊳ 座 IJ ₩ ガナ \Box 撇 密 \succ 珊 機

PH.

뺍

号外(第19号)

崧 뫄 魚 田 菙 -# 뺣 ₩ 1 뺌 7/ ないなく

証べパカーストー カポド 1 1 翀 77 單 Щ. 啉 # 番マそ住号イの民 確ナ他票認ン(の バンのフィックラフィック 認ン (集) サナンナン

<u>ک</u>ر ا

챙

쏌

舞

N4

75

rit.

华色溪 駅 証特失と 明別等す 書ののる 又事自理 日野油谷 自ぶ車を 動業に証 砂車検査記 発生したい で優る。) に関すべき (4間 6 7 外相 4 Ø # 湽 页 いびその

含

呇

#

Ď,

笳

- 眦 類 和和 亞 # 疝 ₩. 靊 車に 强 94
- 名 謑 賦 特失と 別等す 666 事自理 信動由 が車を 発に証 生限明 三段町しるずた。べたってきる \sim P\$+ F j Ø 眦 苎 X ひその

11111

湽

和

亞

#

ᇓ

Ш

靊

車で

强 È

94

害

##

Di.

笳

쉐

式 中

等者すは・書事 証等る町1~が 明と者村の 書生が長歳 又計運〔未 はを転戦満 自一す傷の 動にる病身車す場者体 検る合に障 写身体はあ し体障県つ 障害国で 害者保は 者等援県 等の護保 の居課館 た住長福め地、祉 にを町事 当所村務 該管に所 身ず居長

体る住う

障市をが

書福す発

者祉る行

並 쉐 4 ₩

者すば・書事等の町1一が と者村の 生が長歳 針運(未 を転戦満 一ヶ傷の にる病身 字揚者依 る合に障 14日又名は14日は14日は14日のあり、18日ののあり、18年ののありには14日にもませる。 体障県し 障害国で 害者保は 者等援県 等の護保 の居課健 た住長福め地、社 にを町事 当所村務を管に所 身す居長体る住) 障市をが 害福す発 者祉る行

Ď, 笳 쉐 4 В ₩

式 中

- 労害 X H 等者者住 証とが地 明生運が 動する高 数単後産門の名文目の名文目の名が、着が、着が、 9 証は神 猫 の精摩 $\square \triangleright$ 写神智 写神書はし障者は **9 映** 귀 発者の)居住: 1保健 た地 肥 1. めに当時を所留、衛州原東) カ Ď, 該す 精る発 曹神輝5県保 害健た 者福し 含仙红 常事明

ω

免和馬定

申3県及

請しべび

年年ス額

度運運の

の櫓作権

4 省対定

月合策通

1 箫費知

日4維書

かるよりのよりのよりのよりのよりなりを全て交しをより

月第付並

以 烟 2 3

日の網に

ま条に生

でのよ活

の親る交

旅定生通

客に活路

自よ交線

動る連維

車乗路持

運務線費

送記維補

事録持助

業の費金

運写補交

輸し助付

₩

交請

戡

三

 \mathbb{H}

9

12 第 K2 14 第 改化 4384 第 $\omega \sim -$ 1/2 長のこの写(付付)は、付自又道の4点のであると、「成の発表を 長 の1の写自又道の4必し 百 统 百 百 め 付書 写 (付書し滅昭辞決の免和馬定写 時務書 缑 +室壳 榫 そ +る 売構そ 精介所」そ 動は路並条要 += B 動の Л 9 録買造の 動は路並条要 礖 買造の 9 号 障すり 車群運び及箇 稅馬送にび所 申3県及し 車群運び及箇 淝 車色 事契変他 号 含 緊簽他 割 号 11日、どは年年 ス額 項税馬送にび所 \vdash 検知 様 \mathcal{O} 填約更知 然 更 知 出 書る居 県法道第() 0) 4 查事 式 無四種別書 故事也 於昭 第15 第15 第0余 第16 等書し事 (県法道第 # 者者住 ≢ □ 華 三 度運運の ∞ 理が おがん 証のたが のたば 様 様 籴 の描 生運済 の輸行確 即军等指 式 盐 「善)減5 事が発行! 召和 2 6 2 軍送法施: 5 条の 1 5 申請年度 -##-疵 汔 4 省 対 定 書割が和送条書である。 写示 書し分示 中 训 **毕** 贾迪 し分示 训 4 (発り法の 中 \vdash 月令策通 KKGF をす構 M KEF 4 併 は減行の施口 퍾 K 10 はは写る 一る市 1 第費知 Ю は写る М 免し年行の関 □3⁄2 빠爭 (免対象バス車両の認成 ・したもの) ・年法律第183号) 第 ・行規則(昭和26年道 3の規定による許可は 要の4月1日現在にお 日4補書 自注真書 注真書 后龍 # 乢 か4敗の 営 類 動文類 事 中 单 襟 A 濫 ら号金字 9 礖 珊珊 名は、婚子は 珊 きいん 同一交し # 栋]| 月第付並 型 又精 ∕渔 ずれか 9 83号 和26 よる許 日現在に 鄉 は至る8 重重 뺽 は神 鉱 四0餘万四 の恒 門 9 推福 $\square \triangleright$ ま条に生 **が** 6 EX 肥 杊 神事に輝者を 霚 1111 関し でのよ活 第選申り の規る交 闹 IIE 币 者におりません 書の 旅定生通 4 ĨĬ 3 を ・の7 号住 (条件 条治書公字、本書の 条省語の合、事の 瘊 М を 客に活路 12 採 (1 改 癣 自よ交線 Ю М 第第三 た地 第第談業 Ø めを所がる。 \sim 動る連維 門 삠 第15 等75。 ?可申訴 刊自動。 第15 75 1四 申 車乗路持 思 194 に所長 黑 門 運務線費 ₩ 1111 単脈 条 - 龍及 (書 4 送記維補 該方が 群 N 事録持助 精る発 及う書 文がま及れて総 9 なまなのい、新及のことに # 業の費金 瀌 潕 神県行 第4び14条届 運写補交 濫 画 崖 障保し 樊 疊 輸し助付 爅 書健た ₩ 世 75 に WH. 期 金甲 МH 者福し 改 条第書の 条第書の 交請 三 回 を独証 め 常事明 る 3 2 1 15

> 改 9 奾

第 百二 号 D 五 式

N ⊢

 ω ſτ 登団を天る 録体確災書 事、認そ類 項法すの(睾丸る他天 証等上特災 明ので別そ 書規必のの 又約要事他 は、と情様 自定すが別 動款る発の 車等書生事 検及類し情

に車そ

供にの

る限色

れる知

であった。

쉐

2 7 4 7 8 " 4 団を天る 査び(たに 証自公こ係 の動揺りる 写車法を自 しが人証動 そ等す車 の事るに 事業書限 業用類る の自及の田動びへ

体確災書 、認そ類 法すの(人名他天 等上特災 ので別そ 規必のの 、と情特 定すが別 款る発の 等書生事 及類し情 びくたに 自公こ保 動益とる 車法を自 が人証動 そ等す車 の事るに 事業書限 業用類る **₽**9 田・田・田・田・町を入って に車そ 供に さ限他 れる知 ु र्

X 9 # いるに指導

쉐

改 め る

附 則

のめ 規 則 は、 令 和 五 年

兀

月

_

日

カコ

6

施

行

す

る。

よにこりよ の発 ŋ 世 発 規 則 6 世 れ b 0 た 施 れ b 行 7 \mathcal{O} \mathcal{O} V Ł 際 る み 現 通 な知 パにこの なす。 書 等 規 は、 則 に よる \mathcal{O} 規 改 則 正 15 ょ σ る 群 改 馬 正 県 後 0) 税 条 規 則 施 の行 相 規 定規 に定

よに

ること が 規 で 則 ŧ に ょ ŋ 改 正 ż ħ た 様 式 は、 当 分 Ø 間、 従 前 D 様 式 を 適 宜 補 正 L 7 使 用

10

चे

毎週火、金曜日発行

群 馬 県 発 行

> 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111